介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案の概要

一 目的

この法律は、介護・障害福祉従事者が重要な役割を担っているにもかかわらず、その 賃金が他の業種と比較して低い水準にある現状等に鑑み、介護・障害福祉従事者の賃金 の改善のための特別の措置等を定めることにより、優れた人材を確保し、もって高齢者 等並びに障害者及び障害児に対する支援の水準の向上に資することを目的とする。

二 定義

- 1 この法律において「介護・障害福祉事業者等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 介護職員処遇改善加算の対象となっている介護保険法の指定事業者等
 - (2) 福祉・介護職員処遇改善加算の対象となっている障害者総合支援法の指定事業者等
 - (3) 福祉・介護職員処遇改善加算の対象となっている児童福祉法の指定事業者等
 - (4) (1)から(3)までのほか、これらの者に類する者として政令で定めるもの
- 2 この法律において「介護・障害福祉従事者」とは、介護・障害福祉事業者等の従業者 であって専ら当該介護・障害福祉事業者等が行う介護サービス、障害福祉サービス等の うち政令で定めるものに従事するものとして政令で定めるものをいう。

三 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等

- 1 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金
 - (1) 都道府県知事は、介護・障害福祉従事者の賃金を改善するための措置を講ずる介護・ 障害福祉事業者等に対し、当該措置に要する費用に充てるための助成金(以下「介護・ 障害福祉従事者処遇改善助成金」という。) を支給する。
 - (2) 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の支給の要件、額、申請の方法その他必要な事項は、政令で定める。
 - (3) (2)の政令を定めるに当たっては、介護・障害福祉従事者の役割並びに業務の身体的及び精神的負担を踏まえるとともに、業務の種類、介護・障害福祉従事者の職責等に応じた処遇の体系、他の業種の平均的な賃金水準等を勘案し、かつ、申請に係る介護・障害福祉事業者等の負担に配慮するものとする。
- 2 介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金
 - (1) 都道府県知事は、介護・障害福祉従事者及びその他の介護・障害福祉事業者等の従業者の賃金を改善するための措置を講ずる介護・障害福祉事業者等(介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の支給を受けている者を除く。(3)において同じ。)に対し、当該措置に要する費用に充てるための助成金(以下「介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金」という。)を支給する。
 - (2) 介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金の支給の要件、額、申請の方法その他必要な事項は、政令で定める。
 - (3) (2)の政令を定めるに当たっては、介護・障害福祉従事者の役割並びに業務の身体的及び精神的負担を踏まえるとともに、介護・障害福祉事業者等の実情を勘案し、かつ、申請に係る介護・障害福祉事業者等の負担に配慮するものとする。
- 3 国は、介護・障害福祉従事者処遇改善助成金及び介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付する。

四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律は、介護保険制度並びに障害者及び障害児に対する支援に係る制度について 見直しが行われ、介護・障害福祉従事者に関し、優れた人材の確保に支障がなくなった ときは、廃止するものとする。